

高齢者緊急一時宿泊事業の実施について

1 目的

介護している家族等の事情により、一時的に在宅で生活ができなくなった高齢者を対象に緊急で利用できるショートステイサービスを提供することで、介護している家族の負担軽減を図る。

2 事業内容

介護している家族等の事情により、一時的に介護が受けられなくなった高齢者に、宿泊等のサービスを提供する。

(1) 対象者

区内に住所を有する65歳以上の高齢者のうち、介護保険制度の要介護・要支援認定を受けていない方で、次のいずれかに該当する方

- ア. 介護する家族が、入院や冠婚葬祭へ出席等のために、一時的に介護を受けられず、在宅での生活を継続することができない方
- イ. 介護する家族の一時的な休息のため、在宅での生活を継続することができない方

(2) 実施場所

区内全特別養護老人ホーム

(3) 利用上限日数

1回15日

(4) 利用料金

1人1泊 15,000円

うち本人負担7,500円、区負担7,500円

(5) 利用方法

- ①利用者は希望施設へ予約後、区に申請書を提出
- ②区は利用者に対し決定通知書により通知
- ③サービス利用後、利用施設は区に利用料金及び事務手数料を請求
- ④区は、施設へ利用料金を支払い、利用者から本人負担分徴収

3 予算額 (案)

歳入 337千円

歳出 703千円

4 今後の予定

令和7年4月

区公式ホームページ、広報たいとう等にて周知
事業開始